本号で公布された法令のあらまし

◇公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七号）（文部科学省）

1　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三六年法律第一八八号）附則第一一項の政令で定める数は、離島振興法（昭和二八年法律第七二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とすることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（厚生労働省）

1　重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る。）を四類感染症に指定することとした。（第一条関係）

2　フレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスを三種病原体等に指定することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三九号）（厚生労働省）

1　国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険料について、既に講じられている当該移行後五年目までの間の世帯別平等割額の二分の一の軽減措置に加え、当該移行後五年目から八年目までの間においても世帯別平等割額の四分の一の軽減措置を講ずることとした。（本則関係）

2　国民健康保険の保険料の減免措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後五年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を、期限を区切らない恒久措置とすることとした。（本則関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

政　令

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三十七号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）附則第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（法附則第十一項の政令で定める数）

2　法附則第十一項の政令で定める数は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

附則第三項を削る。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第五項第十一号及び第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る。）

第二条第九号中「フレボウイルス属」の下に「ＳＦＴＳウイルス及び」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎